

**令和6年度（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備事業に係る
土取り場の測量調査設計業務〔総合評価型一般競争〕入札説明書**

本書は、令和6年度（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備事業に係る土取り場の測量調査設計業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり総合評価型一般競争入札により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託候補者を、選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務の名称

令和6年度（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備事業に係る土取り場の測量調査設計業務

2 事業の目的・概要

（1）業務の目的

本業務は、（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備を進める上で必要な土取り場の候補地調査等を行い、設計建設を実施する上での課題について整理するものである。

なお、本業務にあたっては、次の事項に留意するものとする。

①受注者は、発注者と十分な意見調整を行いながら、計画を行うものとする。

②（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備が推進されるよう受注者の技術的な提案を求めるものとする。

（2）業務の内容

測量一般業務、地質調査・解析業務一式

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第2 委託件数

委託件数 1件

第3 入札参加資格要件

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

2 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- 3 この事業の技術提案書提出期限の日から開札の時までの期間に、白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和 61 年白石市告示 32 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 4 白石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

5 入札に参加することができる者に必要な資格に関する事項

(1) 白石市競争入札参加資格（建設コンサルタント登録）を有する者であり、宮城県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有していること。

(2) 公示日を基準として、過去 10 年間に於いて、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の(完成)実績を有すること。

【同種業務】 宮城県内にて 20ha 以上の都市計画法第 29 条第 1 項の規定による開発許可申請図書作成を含む造成に係る基本設計、実施設計業務

【類似業務】 都市計画法第 29 条第 1 項の規定による開発許可申請図書作成を含む 20ha 以上の造成に係る基本設計、実施設計業務

6 管理技術者、照査技術者の要件

(1) 管理技術者はいずれかの以下の要件を満たす者を配置すること。

- ・技術士（総合監理部門または建設部門-都市及び地方計画）の資格を有する者
 - ・国土交通省登録資格：「業務：計画・調査・設計」に登録してある資格
- 国土交通省登録資格は国土交通省ホームページで公開している

<https://www.mlit.go.jp/tec/tec tk 000098.html>

公示日を基準として、過去 10 年間に於いて、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の(完成)実績を有すること。

【同種業務】：宮城県内にて 20ha 以上の都市計画法第 29 条第 1 項の規定による開発許可申請図書作成を含む造成に係る基本設計、実施設計業務。

【類似業務】：都市計画法第 29 条第 1 項の規定による開発許可申請図書作成を含む 20ha 以上の造成に係る基本設計、実施設計業務。

(2) 照査技術者はいずれかの以下の要件を満たす者を配置すること。

- ・技術士（総合監理部門または建設部門-都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者
 - ・国土交通省登録資格：「業務：計画・調査・設計」に登録してある資格
- 国土交通省登録資格は国土交通省ホームページで公開している

<https://www.mlit.go.jp/tec/tec tk 000098.html>

第4 技術提案のテーマ

1 基本事項

(仮称) 白石中央スマートインターチェンジ周辺整備を進める上で必要な土取り場の測量調査、林地開発許可及び採石法許可申請を実施するものである。

2 提案テーマ

土取り場の測量調査を行うに当たっての留意事項
林地開発許可及び採石法許可申請に当たっての留意事項

第5 実施スケジュール

技術提案募集開始	令和 6年 6月 13日
技術提案書作成等に関する質問受付期限	令和 6年 6月 24日
技術提案書作成等に関する質問への回答期限	令和 6年 6月 28日
技術提案書の提出期限	令和 6年 7月 5日
※必要に応じ技術提案書の審査を実施する	令和 6年 7月中旬予定
入札及び選考結果の通知	令和 6年 7月中旬予定
契約締結	令和 6年 7月中旬予定

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

第6 応募手続

1 技術提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和 6年 6月 24日 (月曜日) 午後5時まで (必着)

(2) 提出方法

- ①電子メールにてワードファイルで提出すること。
- ②白石市役所 建設部 都市創造課 スマートインターチェンジ・企業立地推進室
<e-mail : sic@city.shiroishi.miyagi.jp>
- ③電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和6年6月28日までに白石市公式ホームページへ掲載し公表する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①総合評価型一般競争入札参加申込書 (様式第2号)
- ②企業の資格等 (様式第3号)
- ③予定管理技術者の資格、同種業務等実績 (様式第4号)
- ④予定照査技術者の資格、同種業務等実績 (様式第5号)

⑤業務実施体制（様式第6号）

⑥技術提案書（任意様式）

図・表を除きフォントは11ポイント以上、横40文字、縦40行程度とする。

A4版片面印刷（カラー印刷可）とし、3ページ以内に提案内容を分かりやすくまとめ、ページ番号を付けること。

作成に当たっては企業名、企業名が連想される語句を使用しないこと。

（2）提出方法

①提出期限 令和6年7月5日（金曜日）必着

②提出方法 郵送（書留）または、持参とする。

持参の場合は平日（土日祝日除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

③提出先 〒989-0292 宮城県白石市大手町1-1

建設部 都市創造課 スマートインターチェンジ・企業立地推進室

④提出部数は以下の通り

a 総合評価方式一般競争入札参加資格確認申請書様式（①～⑥）1部

b 技術提案書5部

c 電子媒体（a bをPDFで保存したもの）1部

第7 業務委託者の決定

当該入札は、期間入札として執行する。

1 入札書の提出方法

（1）一般書留又は簡易書留による郵送若しくは持参により、以下の提出期限までに以下の提出先へ提出すること。持参の場合は平日（土日祝日除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（2）定められた方法以外での提出は、無効となるので特に留意すること。

2 入札書の提出期限

令和6年7月10日（水曜日）必着

3 入札書の提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1-1 総務部 財政課

4 開札の場所及び日時

（1）場 所 白石市役所 3階 第三会議室

（2）日 時 令和6年7月12日（金曜日） 午前10時00分

- 5 白石市財務規則（昭和59年8月29日規則第11号）に基づく検査を行う。
- 6 契約金額の支払方法は、全額完了払いとする。
- 7 保証関係
 - (1) 入札保証金は、免除する。
 - (2) 契約保証金 次に指示する事項のいずれかとする。
 - ①契約保証金（契約金額の10%以上・1円未満切り捨て）の納付
 - ②以下に掲げる担保（契約保証金相当額とする）の提供
 - イ) 金融機関等の保証
 - ロ) 保証事業会社の保証
 - (3) 以下に掲げる免除要件の成立（保証金額は、契約保証金相当額とする）
 - イ) 市を被保険者とする履行保険契約に係る保険証券の提出
 - ロ) 公共工事履行保証証券の提出
- 8 公正入札違約金

契約締結後において談合等の事実が明らかとなった場合は、受注者から契約金額の100分の20に相当する額を公正入札違約金として徴収するものとする。
- 9 期間入札に関するその他の事項は、別紙のとおりとする。
- 10 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 落札決定した事業者は、消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届け出ること。
- 12 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札は無効とする。なお、白石市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、当該確認の後、札時点において「第3-6 管理技術者、照査技術者の要件」に掲げる資格のない者のした入札及び落札者の決定時まで「第3-6 管理技術者、照査技術者の要件」に掲げる資格を失った者のした入札は無効とする。

1 3 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本件業務にとって最適な者を選定するため、次の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(1) 落札者決定基準

①評価にあたっては、100 点の範囲内で配点を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きを行って落札者を決定する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

②評価を技術評価及び価格評価に区分し、その配点をそれぞれ 50 点と 50 点とする。

③次の表に示す配点及び④の算出式から技術評価点を付与する。

評価事項		配点割合
①業務実績	企業・技術者の実績等を評価	10/100
②技術提案書	目的、条件、業務内容、工程等の理解度を評価。 提案内容が本市にとって有効且つ、実現性が高いかを評価。	40/100
③価格	妥当性があるかを評価。	50/100

④技術評価点は、以下の計算方法に従い技術評価項目得点の合計に応じて算出する。

$$\text{技術評価点} = 50 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価項目得点の合計}}{100 \text{ 点}}$$

⑤価格評価点は、入札価格に応じて以下の方法により算出する。

技術評価項目得点及び技術評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第三位以下を切り捨てとする。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times \frac{\text{最低制限価格}}{\text{入札価格}}$$

1 4 ヒアリング審査の実施

市において、第7の13の③評価項目及び配点に基づき、提出書類の総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算の上、全選定委員の平均点を技術評価点とする。

なお、必要に応じヒアリング調査を行うものとし、ヒアリング審査を実施する場合においては、実施日時、実施方法等別途連絡する。

1 5 選定結果の通知

選考結果については、後日提案者全てに文書で通知する。

1.6 選定結果の公表

全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、各評価者の役職、氏名、評価点は公表しない。

第8 失格事由等

1 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 技術提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本入札説明書等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が二つ以上の技術提案書を提出した場合
- (4) 技術提案方式による公正な技術提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (6) 開札後、契約締結前に白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年白石市告示32号）に基づく指名停止の措置を受けた場合。

2 その他

- (1) 技術提案書等の提出を取り下げる場合は速やかに「取下げ願い」（任意様式）を提出すること。
- (2) 取下げ願いの提出があった場合も、既に提出された技術提案書等は返却しない。
- (3) 技術提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は技術提案書等により行うが提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用

本業務による成果物の著作権は市に帰属するものとし、市は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、市が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果物の権利等

- ① 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ② 成果物について、市に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じな

ければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 技術提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

ただし、提出された提案書等は技術評価の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、情報公開の対象としない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 技術提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。

(5) 提案者が技術提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本総合評価方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次市と協議することとする。

第 10 問い合わせ先

建設部 都市創造課 スマートインターチェンジ・企業立地推進室

住所 〒989-0292 宮城県白石市大手町 1 番 1 号

電話 0224-26-8884 FAX 0224-22-1329

電子メール sic@city.shiroishi.miyagi.jp